選挙運動用自動車の運送契約書

平戸市長選挙候補者

(以下「発注者」という。)

لح

(以下「受注者」という。) は、選挙運動のた

めの自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

- 2. 車種及び登録番号
- 3. 台数 1台
- 4. 使用期間

令和3年10月 日から

令和3年10月 日まで 日間

5. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

内訳 1日 円× 日間

6. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平 戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運 動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するも のとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受 注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

7. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

盯

受注者 住 所

名 称

選挙運動用自動車の賃貸借契約書

平戸市長選挙候補者

(以下「発注者」という。)

لح

(以下「受注者」という。) は、車輌の賃貸借に

ついて次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

- 2. 車種及び登録番号
- 3. 台数 1台
- 4. 使用期間

令和3年10月 日から

令和3年10月 日まで 日間

5. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

内訳 1日 円× 日間

6. 使用上の義務等

発注者は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、受注 者の定める約款に従う義務を負う。

7. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平 戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運 動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するも のとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市に請求できない。

8. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

受注者 住 所

名 称

钔

代表者

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

平戸市長選挙候補者

(以下「発注者」という。)

لح

(以下「受注者」という。) は、選挙運動用

自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間

令和3年10月 日から令和3年10月 日まで

2. 供給場所

所在地

名 称

- 3. 供給を受ける自動車の登録番号
- 4. 金額

1 リットル当り 円(消費税等込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平 戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運 動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するも のとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受 注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は平戸市には請求できない。

6. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市長選挙候補者

住 所

氏 名

A

受注者 住 所

名 称

盯

代表者

 \bigcirc

選挙運動用自動車の運転契約書

平戸市長選挙候補者

(以下「発注者」という。)

と (以下「受注者」という。)は、発注者が、使用 する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契

1. 運転する期間

約を締結する。

令和3年10月 日から令和3年10月 日まで 日間 原則として毎日 時 分から 時 分まで

2. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

(1日につき、 円)

3. 運転する自動車の登録番号

4. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平 戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運 動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するも のとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受 注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

5. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市長選挙候補者

住 所

氏 名

用

受注者 住 所

選挙運動用ポスター作成契約書

平戸市長選挙候補者

لح

(以下「発注者」という。)

(以下「受注者」という。) は、印刷物

の作成について次のとおり契約を締結する。

1. 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター

2. 数 量 枚

3. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

(単価 円 銭)

4. 納入期限 令和3年 月 日

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平 戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運 動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するも のとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受 注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

6. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市長選挙候補者

住 所

氏 名

用

受注者 住 所

選挙運動用ビラ作成契約書

(以下「発注者」という。)

と (以下「受注者」という。)は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1. 品 名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 2. 数 量 枚
- 3. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

(単価 円 銭)

- 4. 納入期限 令和3年 月 日
- 5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平 戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運 動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するも のとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受 注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

6. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市長選挙候補者

住 所

氏 名

用

受注者 住 所